

# 令和5年度浜松市介護支援専門員連絡協議会 臨時総会議案書

## 議 事

【 第 1 号議案 】 浜松市介護支援専門員連絡協議会会則の改正について

## 【第1号議案】

### 浜松市介護支援専門員連絡協議会会則（案）

#### （名 称）

第1条 この会は、浜松市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

#### （目 的）

第2条 本会は、介護保険制度における介護支援専門員（以下「専門員」という。）の責務の重要性に鑑み、その連携及び資質の向上を図り、もって介護保険制度を円滑に実施し、職務の適正な執行に資することを目的とする。

#### （事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 専門員相互の情報交換
- (4) 専門員の資質の向上に関する調査・研究
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業の実施に関すること

#### （会 員）

第4条 本会は、原則として、浜松市に在住又は勤務する専門員であって、本会の趣旨に賛同するもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 本会に入会・退会する場合には、所定の用紙（様式1）を会長あてに提出し、承認を得なければならない。
- 3 入会申込書の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の用紙（様式2）を提出しなければならない。

#### （支 部）

第5条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、浜松市内の行政区（中央区、浜名区及び天竜区）における行政サービス提供拠点ごとに支部を置く。（中央支部、東支部、西支部、南支部、浜名支部、北支部及び天竜支部）

- 2 各支部には、支部長1名、副支部長若干名、幹事若干名を置く。
- 3 各支部の運営等に関する事項は、各支部で定める。

#### （役 員）

第6条 本会に次の役員を置き、会員の互選により選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 7名
- (4) 理事 第5条第1項の行政区において地域包括支援センター （支所を含む）の設置数以内とする

- 2 常任理事は、各支部の支部長とする。
- 3 理事は、各支部の副支部長とする。

#### （役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事の行う職務を総括し、本会の運営全般の実務を担当する。
- 4 理事は、本会の運営全般の実務を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、最長で3期までとする。ただし、任期満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期の算定は、当該年度の総会開催の翌日から次々年度の総会開催日までとする。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は当分の間、浜松市健康福祉部介護保険課に置く。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会をもって構成する。

2 会議は、会長が召集し、議長となる。

3 会議は、総会にあっては会員の、役員会にあっては役員過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決委任)

第12条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成する。

2 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 総会に提案すること

(2) 総会が決定した事項の執行に関すること

(3) その他総会の決定を要しない会務の執行に関する事項

3 役員会は、会長が必要に応じて召集する。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 会則の制定、改廃に関すること

(2) 事業計画、事業報告に関すること

(3) 役員選任に関すること

(4) その他、本会の運営に関し必要な事項

3 総会は、次のとおり開催する。

(1) 通常総会 年1回

(2) 臨時総会 随時

(活動年度)

第15条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員において協議し、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成12年9月13日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初の役員の任期は第8条にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成14年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に浜北介護支援専門員連絡協議会、北遠地域介護支援研究会、浜名ケアマネ連絡会、ケアマネ連絡会細江及び引佐町介護支援専門員連絡協議会の会員であった者は、会則第4条第2項の承認を受けたものとみなす。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年1月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

送信先：浜松市健康福祉部介護保険課 総務・給付グループ 担当者

FAX：053-450-0084

浜松市介護支援専門員連絡協議会入会・退会申込書

浜松市介護支援専門員連絡協議会会長 様

令和 年 月 日

浜松市介護支援専門員連絡協議会に加入いたしたく、下記のとおり申し込みます。

記

<所属事業者（施設）>

事業所番号	2	2								
事業者（施設）名										
★住所（所在地）	〒									
★電話番号	( ) -									
★FAX番号	( ) -									
★メールアドレス										

\*個人会員の方は、上記★をご記入ください。

<入会・退会する会員>

		(フリガナ) 氏名	法定資格名	登録番号	入会・退会 年月日	退会理由
入会・退会	1				/ /	
入会・退会	2				/ /	
入会・退会	3				/ /	
入会・退会	4				/ /	
入会・退会	5				/ /	

\*総会や研修会の開催は、原則として所属事業所（施設）あてに通知します。

\*所属法人に変更があった場合、個人会員となる場合は、新たに入会届を提出してください。

\*上記ご記入いただいた情報は、会則の趣旨に基づいてのみ使用いたします。

様式2（第4条関係）

送信先：浜松市健康福祉部介護保険課 総務・給付グループ 担当者

FAX：053-450-0084

浜松市介護支援専門員連絡協議会会員登録内容変更届

浜松市介護支援専門員連絡協議会会長 様

令和 年 月 日

下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

<所属事業者（施設）>

事業所番号	2	2								
事業者（施設）名										
★住所（所在地）	〒									
★電話番号	( ) -									
★FAX番号	( ) -									
★メールアドレス										

\*個人会員の方は、上記★をご記入ください。

<変更内容がある会員>

	(フリガナ) 氏名	変更事項	変更内容等
1		氏名・事業所 連絡先・その他	
2		氏名・事業所 連絡先・その他	
3		氏名・事業所 連絡先・その他	
4		氏名・事業所 連絡先・その他	
5		氏名・事業所 連絡先・その他	

\*総会や研修会の開催は、原則として所属事業所（施設）あてに通知します。

\*上記ご記入いただいた情報は、会則の趣旨に基づいてのみ使用いたします。

別表（第5条関係）

支部の設置

行政区	行政サービス提供拠点	支部	地 区
中央区	中央区役所	中央支部	北、曳馬、西、県居、江西、城北、佐鳴台、富塚、萩丘、中央、アクト、江東、駅南、三方原※
	東行政センター	東支部	積志、長上、笠井、中ノ町、和田、蒲
	西行政センター	西支部	入野、篠原、庄内、和地、伊佐見、舞阪、雄踏、神久呂
	南行政センター	南支部	新津、可美、芳川、河輪、五島、白脇、飯田
浜名区	浜名区役所	浜名支部	北浜、浜名、庵玉、中瀬、赤佐
	北行政センター	北支部	細江、引佐、三ヶ日、都田、新都田
天竜区	天竜区役所	天竜支部	天竜、春野、佐久間、龍山、水窪

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

○浜松市介護支援専門員連絡協議会会則 新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: center;">浜松市介護支援専門員連絡協議会会則</p> <p>（名 称） 第1条 （略）</p> <p>（目 的） 第2条 （略）</p> <p>（事 業） 第3条 （略） （1）～（5） （略）</p> <p>（会 員） 第4条 （略） 2・3 （略）</p> <p>（支 部） 第5条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、浜松市内の行政区（中区、東区、西区、南区、北区、浜北区及び天竜区）に支部を置く。</p> <p>2・3 （略） （役 員） 第6条 （略） （1）～（3） （略） （4） 理事 各区において地域包括支援センターの設置数以内とする</p> <p>2・3 （略） （役員の仕事） 第7条 （略） 2～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">浜松市介護支援専門員連絡協議会会則</p> <p>（名 称） 第1条 （略）</p> <p>（目 的） 第2条 （略）</p> <p>（事 業） 第3条 （略） （1）～（5） （略）</p> <p>（会 員） 第4条 （略） 2・3 （略）</p> <p>（支 部） 第5条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、浜松市内の<u>行政区（中央区、浜名区及び天竜区）における行政サービス提供拠点ごとに支部を置く。（中央支部、東支部、西支部、南支部、浜名支部、北支部及び天竜支部）</u></p> <p>2・3 （略） （役 員） 第6条 （略） （1）～（3） （略） （4） 理事 <u>第5条第1項の行政区</u>において地域包括支援センター<u>（支所を含む）</u>の設置数以内とする</p> <p>2・3 （略） （役員の仕事） 第7条 （略） 2～4 （略）</p>

<p>(役員の任期)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧問)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(表決委任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(役員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(総会)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(活動年度)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成12年9月13日から施行する。</p> <p>2 この会則施行後、最初の役員の任期は第8条にかかわらず、平成15年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成14年5月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成17年6月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧問)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(表決委任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(役員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(総会)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(活動年度)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成12年9月13日から施行する。</p> <p>2 この会則施行後、最初の役員の任期は第8条にかかわらず、平成15年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成14年5月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成17年6月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 平成19年3月31日に浜北介護支援専門員連絡協議会、北遠地域介護支援研究会、浜名ケアマネ連絡会、ケアマネ連絡会細江及び引佐町介護支援専門員連絡協議会の会員であった者は、会則第4条第2項の承認を受けたものとみなす。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に浜北介護支援専門員連絡協議会、北遠地域介護支援研究会、浜名ケアマネ連絡会、ケアマネ連絡会細江及び引佐町介護支援専門員連絡協議会の会員であった者は、会則第4条第2項の承認を受けたものとみなす。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年1月1日から施行する。

様式1 (第4条関係)

(略)

様式2 (第4条関係)

(略)

様式1 (第4条関係)

(略)

様式2 (第4条関係)

(略)

別表 (第5条関係)

支部の設置

行政区	行政サービス提供拠点	支部	地区
中央区	中央区役所	中央支部	北、曳馬、西、県居、江西、城北、佐鳴台、富塚、萩丘、中央、アクト、江東、駅南、三方原※
	東行政センター	東支部	積志、長上、笠井、中ノ町、和田、蒲
	西行政センター	西支部	入野、篠原、庄内、和地、伊佐見、舞阪、雄踏、神久呂
	南行政センター	南支部	新津、可美、芳川、河輪、五島、白脇、飯田
浜名区	浜名区役所	浜名支部	北浜、浜名、亀玉、中瀬、赤佐
	北行政センター	北支部	細江、引佐、三ヶ日、都田、新都田
天竜区	天竜区役所	天竜支部	天竜、春野、佐久間、龍山、水窪

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町